

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	09-01-38	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	家庭相談事業		部課名	子育て支援部	子育て支援課	課長名	古瀬
			担当者名	中村		内線	3814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-02-01	子育て支援課事務費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	40年度	根拠	荒川区家庭相談実施要綱		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準			計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	03-03	ひとり親家庭等への支援				
目的	区民の家庭生活における人間関係、離婚や親権等の問題について、家庭相談員が相談に応じて助言等を行うことによって、問題解決の一助とする。						
対象者等	区民全般						
内容	専門の家庭相談員（家庭裁判所の元調停員）が、面接または電話による下記の内容の相談に応じ、必要な助言や情報提供を行う。 （1）離婚問題・面会交流 （2）夫婦及び内縁関係問題 （3）婚費・養育費問題 （4）夫婦間の財産の精算及び慰謝料に関する事						
経過	昭和40年4月 福祉事務所区移管にともない家庭相談も移管 平成2年7月 非常勤専任相談員を廃止し、一般面接相談員の兼務とした 平成13年度 東京家庭相談員連絡協議会に参加（年6回） 平成18年度 保護課から計画課（平成22年度から子育て支援課に名称変更）に移管 平成23年度 予算を子育て支援課事務費に移管。予算事業名廃止 平成24年度 家庭相談員に元調停委員による専門相談員を配置し、専門相談として強化した 相談日：毎週2回 午後1時から午後5時（予約制）						
必要性	家庭問題の中でも、離婚、親権、養育費等専門的な領域の相談に対応し、区民の課題解決を支援するために、必要な事業である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 報償費による専門相談員1名 火・水の午後の予約による相談受付（面接・電話）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	4	4	4	4	2,001	1,332	1,332	
決算額（26年度は見込み）	4	4	4	4	1,284	1,293	-	
人件費等	2,118	2,036	1,308	847	413	416		
減価償却費			726	311	161	169		
【事務分担量】（%）	25	25	25	10	5	5		
合計（+ +）	2,122	2,040	2,038	1,162	1,858	1,878	0	
特定財源								
国	0	0	0	0	0	0	0	
都	0	0	0	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	2,122	2,040	2,038	1,162	1,858	1,878	0	
実績の推移	事項名							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
離婚相談	6	9	2	1	48	57	-	
夫婦、親子関係相談(DV含む)	6	3	3	2	57	46	-	
その他相談	35	25	24	26	17	27	-	
宿泊所等入所件数（再掲）	6	4	4	7	3	5	-	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	家庭相談員報償費	1,280	報償費	家庭相談員報償費	1,293	報償費	家庭相談員報償費	1,331
負担金 及び交付金	東京家庭相談員連 絡協議会分担金	4	負担金	東京家庭相談員 連絡協議会分担金	4	負担金	東京家庭相談員 連絡協議会分担金	5

指 標	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
	家庭相談件数	29	122	145	150		
	上記のうち、専門相談員相談件数 (再掲)		102	108	115		

（問題点・課題 分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・係専用の相談室が確保できず、現在子ども家庭支援センター3階の相談室を借りている状況であるため、専用相談室の確保が急務である。 ・面接相談の希望が多いが、週1回と相談枠が少ないため、面接相談日の日数の増を検討する必要がある。 ・相談員は毎年度依頼・更新する必要があり、知識が豊富で相談技能に優れた専門相談員を継続的に確保することが困難である。
	他区の実況 （実施 18 区 未実施 4 区 不明 0 区） 家庭相談員設置区 18区。（うち東京家庭相談員連絡協議会 会員区16区） 未実施区（文京・中野・北・葛飾）

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
面接相談日の日数増を検討する。	必要に応じて面接相談日の日数を増やす。
相談者が安心して相談できる相談環境の確保について検討する。	相談環境の向上を図る。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	専門的知識を要する相談の増加に対応するため、一層の推進を図る。

議 会 要 旨 問 状	
----------------------------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	09-01-39	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	ひとり親自立支援プログラム策定事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬	担当者名	高瀬
				内線	3815		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-02-01	児童扶養手当等支給事業費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	18年度	根拠法令等	荒川区非常勤職員設置要綱、ひとり親自立支援プログラム策定事業事務取扱要領		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準			計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	03-03	ひとり親家庭等への支援				
目的	ひとり親家庭の個々の状況に応じて自立支援プログラムを策定し支援することによって、ひとり親家庭の自立の促進を図る。						
対象者等	区内在住のひとり親家庭の父または母で、児童扶養手当の支給を受けているか、又は同様の所得水準にあること。						
内容	ひとり親自立支援プログラム策定員が、ひとり親家庭の父母の自立・就労支援のために、個々の状況に応じた就労計画を策定し、足立公共職業安定所と連携したり、自立支援給付金などの事業を活用したりしながら継続的に自立・就業支援を実施する。 （補助金） 国と都でプログラム策定の基準が異なる。 国庫補助金 プログラム策定1件につき 2万円 都補助金 プログラム策定1件につき（1万円の2分の1）5,000円						
経過	平成17年3月 厚生労働省から「母子自立支援プログラム策定員の設置について」通知及び「母子自立支援プログラム策定員の設置要綱」による技術的助言 平成18年4月 母子自立支援プログラム策定員を配置。国庫補助金が経費の全額補助 平成19年4月 「母子自立支援プログラム策定員の設置について」19年3月31日廃止 「母子自立支援プログラム策定事業実施要綱」についての技術的助言 平成19年度 国庫補助金がプログラム策定件数（面接2回以上を要件）につき2万円となる 平成20年度 都補助金の新設：面接1回及び電話2回以上 1件につき1万円×2分の1（5千円） 平成22年度 児童扶養手当が父子家庭の父も対象拡大したことにより、就業支援対象者もひとり親家庭の父母へと拡大 平成23年4月 生活保護受給者等就労支援事業が福祉から「就労」支援事業に移行。厚生労働省通知『母子自立支援プログラム策定事業等の実施について』一部改正						
必要性	ひとり親家庭の自立促進に寄与する事業で必要性は高い。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） ・ 火・水・木の午後の予約による相談受付 一回50分程度 ・ PR方法 児扶現況届時にチラシ同封 区報掲載（8月の予定） ポスター掲示						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額		1,164	1,164	1,164	1,164	1,164	1,164	1,108
決算額（26年度は見込み）		1,037	1,121	1,096	1,096	1,097	1,095	1,108	
人件費等						0	0		
減価償却費						0	0		
【事務分担量】（%）						0	0		
合計（+ +）		1,037	1,121	1,096	1,096	1,097	1,095	1,108	
特定財源	国	母子家庭自立支援給付金事業	600	600	900	320	400	300	300
	都	子供家庭支援区市町村包括補助	130	200	125	125	75	75	75
	その他								
一般財源		307	321	71	651	622	720	733	
実績の推移	事項名		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	国庫補助金対象プログラム策定件数		21	41	22	14	14	14	15
	都補助金対象プログラム策定件数		5	44	14	14	14	14	15
	相談件数（延べ）		71	86	65	67	70	70	70

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報酬	策定員報酬	1,036	報酬	策定員報酬	1,036	報酬	策定員報酬	1,036
	付加報酬	60		付加報酬	60		時間外報酬	7
旅費	特別旅費	1	旅費	特別旅費	0		付加報酬	61
						旅費	特別旅費	4

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	プログラム策定数	14	14	14	15	15	

問題点・課題 （指標分析）	ひとり親家庭の就労に向けて、個々の状況にあった様々な対応を行うため、ニーズの把握及び関係機関との連携が必要である。
	（実施 17 区 未実施 5 区 不明 0 区） 未実施：千代田区・目黒区・大田区・板橋区・江戸川区
他区の実況	

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	着実に就労に結びつくよう、プログラム策定員と母子自立支援員及び関係各課との連携を強化する。母子・父子家庭ともにニーズの把握についての方策を検討する。	就労支援課や保育課等、ひとり親の就労に係わる関係機関との連携強化に努める。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	法定事業であり、ひとり親家庭の経済的自立の促進と生活の安定を図るため、就労支援の一層の推進を図る。

議 会 要 旨 問 状	
----------------------------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	09-01-40	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	入院助産措置費		部課名	子育て支援部	子育て支援課	課長名	古瀬
			担当者名	鈴木		内線	3815
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-04-01	入院助産事業費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	25年度	根拠	児童福祉法第22条・第36条、荒川区児童福祉法		
終期設定	有	無	年度	法令等	施行細則第15条、荒川区入院助産実施要綱		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準			計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	03-03	ひとり親家庭等への支援				
目的	経済的な理由で病院または助産所に入院できない妊産婦を対象にその費用を助成し、安心して助産を受けられる制度を設け、もって母子の福祉増進に資することを目的とする。						
対象者等	保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院し出産することができない妊産婦（住民税非課税世帯・生保世帯）						
内容	東京都が認可する助産施設（病院・助産院）で出産した場合、下記の経費を助産施設に支払う。 ただし、都立施設の場合は都負担となる（利用者負担額は、健康保険等による出産一時金の10%） 1 入院料及び処置料 健康保険法等の規定する療養費・食事療養費 2 分娩介助料 200,090円 3 胎盤処置料 実費 4 新生児介補料 1日3,810円 5 新生児用品貸与料 1日500円 6 新生児介補料加算 1日3,190円 7 保険料 30,000円（平成21年1月から産科医療補償制度が創設されたこととともない、分娩費に上乗せされる損害保険料）						
経過	平成12年から都の補助制度について、見直し（助産扶助対象者基準について都独自基準の設定を廃止し、国と同一にした。）平成21年1月から産科医療補償制度の損害保険料が支弁できる項目として加わった						
必要性	法定事業であり、経済的に困窮している妊婦を支援するために必要な事業である。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 窓口申請（助産施設入所申込書記入） 面接記録表作成 訪問調査 助産の実施の承諾 （申請者・病院・都へ通知） 病院へ費用支払い（医療費については、国保連等を通じて支払う）						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	予算額		4,213	7,094	9,143	6,976	6,464	5,619	6,313
決算額（26年度は見込み）		4,212	7,094	3,052	3,312	2,333	4,983	6,313	
人件費等		3,388	4,072	2,616	1,694	2,478	1,663		
減価償却費				872	622	968	676		
【事務分担当】（%）		40	50	30	20	30	20		
合計（+ +）		7,600	11,166	6,540	5,628	5,779	7,322	6,313	
特定財源	国	児童福祉措置費	2,030	3,478	2,124	1,668	808	2,445	2,945
	都	児童福祉措置費	1,028	1,739	1,062	834	404	1,222	1,472
	その他	入院助産自己負担金	356	115	117	126	117	157	79
	一般財源		4,186	5,834	3,237	3,000	4,450	3,498	1,817
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	入院助産相談件数（新規）	22	14	19	18	21	17	20	
	入院助産活動件数（延べ）	75	55	25	32	42	32	40	
	助産決定件数（都立病院含む）	18	20	14	5	17	11	15	
	区負担分（私立病院のみ）	16	16	7	8	5	9	10	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
13委託料	審査支払手数料	0	扶助費	入院料及び措置費等	4,983	扶助費	入院料及び措置費等	6,311
2扶助費	入院料及び措置費	974	委託料	審査支払手数料	1	委託料	審査支払手数料	2
	分娩介助料	965						
	胎盤処置料	18						
	新生児介補料	114						
	保険料	150						
	新生児用品貸与料	15						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	入院助産決定件数	5	17	11	15		

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・助産施設が限定されているため、初診の病院等から指定施設への転院が必要である。 ・出産間近な妊産婦を受入れる助産施設が数少ないため、受入可能な施設を見つけることが難しい。 ・産科医不足のため、都立病院での普通分娩予約が難しい（都立墨東病院ではハイリスク分娩のみ、病院間で協議の上で受け付ける。） ・都立病院では、妊娠初期の段階で分娩予約が必要である。荒川区内に助産施設はない。 ・経済的に困窮している妊婦は「特定妊婦」（妊娠中から支援の必要な妊婦）に該当するため、保健所や子ども家庭支援センターとの連携が必要である。
	他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	妊娠初期から必要に応じて助産施設に通院できるよう支援する。	関係機関や区民に対する入院助産制度についての周知を充実させるとともに、出産後の不安解消のために保健師や各種の子育てサービスを紹介する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	法定事業であり、経済的に困窮している妊婦を支援するために必要な事業として継続して実施する。

議 会 要 旨 問 状	
----------------------------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	09-01-41	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	母子生活支援施設（事務費）		部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名		古瀬
			担当者名	鈴木	内線		3815
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-05-01	母子生活支援施設事業費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）	建設事業		それ以外の継続事業			
開始年度	昭和 平成	40 年度	根拠	児童福祉法、荒川区児童福祉法施行細則、荒川区母子生活支援施設運営費補助要綱			
終期設定	有 無	年度	法令等				
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	03-03	ひとり親家庭等への支援				
目的	保護者が、配偶者のいない女子またはこれに準じる事情にある女子であって、その者の監護すべき児童の福祉に欠けるところがある場合において、その保護者から申込みがあったときは、その保護者及び児童を母子生活支援施設において保護しなければならない。（児童福祉法第23条）						
対象者等	児童の福祉に欠ける母子世帯 入所世帯数 18世帯（43人） 平成26年6月初日現在（定員 20世帯） 広域入所 2世帯（4人）						
内容	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援として、病児保育・補助保育の実施。小学生以上の子には遊び・児童行事・学習指導などの実施。 ・日常生活の支援として、家事・育児等の相談、心理相談、施設内カウンセリングの実施。 ・就労支援として、職探しや資格取得の情報提供。 ・入所期間は原則2年 母子生活支援施設（名称ハイツ尾竹）・認可年月 平成18年2月 ・設置主体：社会福祉法人 東京都福祉事業協会 定員 20世帯 ・職員：常勤職員9人〔施設長1人、少年指導員兼事務員2人、母子支援員3人、心理療法担当職員1人、虐待児個別対応職員1人、用務員1人〕、非常勤職員4人〔特別生活指導員2人、心理療法補助職員1人、入所児童処遇特別職員1人、自立支援員1人〕、嘱託医1人						
経過	昭和24年 都の施設として開設 昭和35年 竣工 昭和40年 区に移管 平成7年度 東京都福祉事業協会に運営委託 平成10年度 児童福祉法改正により施設名称変更。母子寮 母子生活支援施設 児童福祉法に基づき平成13年4月より、入所について措置から契約による申込み制度に変更 平成13年度 国基準算定の定員が暫定20世帯に回復（前年度後半から入所世帯数が急増） 平成18年1月末 区立ハイツ尾竹廃止 2月 私立母子生活支援施設開設 6月 ショートステイ事業開始 平成23年4月 広域母子生活支援施設（区外）への入所開始						
必要性	法定事業であり、養育に課題を抱える母子家庭の養育環境の改善に必要な事業である。						
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 国基準措置費は、認可定員・初日在籍人数に基づき、毎月施設に支弁する。都基準加算分、区単独加算分は請求に基づき補助する。入所申込 面接 調査 入所の承諾 入所						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額			77,383	80,099	80,643	84,670	88,978	96,192
決算額（26年度は見込み）			76,769	79,665	80,146	78,831	86,284	95,287	101,736
人件費等			4,235	4,072	5,232	3,811	4,131	4,159	
減価償却費					1,743	1,400	1,614	1,690	
【事務分担量】（%）			50	50	60	45	50	50	
合計（+ +）			81,004	83,737	87,121	84,042	92,029	101,136	101,736
特定財源	国	母子生活支援施設措置費	31,663	32,651	32,248	33,022	32,800	43,092	43,694
	都	母子生活支援施設措置費	15,831	16,342	16,124	16,828	16,384	21,546	21,847
	その他	母子生活支援施設費	218	191	192	149	136	188	189
	一般財源			33,292	34,553	38,557	34,043	42,709	36,310
実績の推移	事項名		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	月平均入所世帯数		18.1	19.4	19.3	18.5	16.2	18.7	19
	月平均入所者数		42.7	48.1	45.1	44.3	39.4	47.0	50
	相談件数（新規）		26	30	28	16	36	24	30
	入所世帯数（新規）		6	5	5	4	7	5	5

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
負担金補助金及び交付金	区単独助成	1,801	扶助費	母子保護費	93,804	扶助費	母子保護費	88,797
			負担金補助等	区単独助成	2,276	負担金補助金	区単独助成	12,929
扶助費	母子保護費	82,774	旅費	施設訪問旅費	0	旅費	施設訪問費	10
	広域母子保護費	1,709						
近接地外旅費	施設訪問旅費	0						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	退所（自立）世帯数	5	6	4	5		
	退所（自立）人数	10	14	12	10		
	平均在所年数（年度末現在）（カ月）	39カ月	26カ月	25カ月	26カ月		

（問題点・課題分析）	入所当初と生活の状況が変わらず、世帯の自立の目途がたたない世帯に対し、自立支援計画の見直しと効果的な支援が課題となっている。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区） 母子保護事業は全区実施。自区内に施設を持たない区 3区（千代田、中央、文京）
他区の実況	

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	在所している全世帯の自立支援計画について検討し、退所に向けて効果的な支援を行う。	自立支援計画面接を有効に活用し、退所支援を充実させる。
	真に入所が必要な世帯が入所できるよう、関係機関と連携を図って対象者の把握に努める。	真に入所が必要な世帯が入所できるよう、関係機関と連携を図って対象者の把握に努める。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	継続	法定事業であり、養育に課題を抱える母子家庭の養育環境の改善に必要な事業として継続して実施する。

議（要旨）	況（要旨）	
-------	-------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	09-01-42	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	ひとり親相談事業		部課名	子育て支援部	子育て支援課	課長名	古瀬
			担当者名	鈴木		内線	3815
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-01-01	母子相談事業費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	40年度	根拠	母子及び父子並びに寡婦福祉法、東京都母子福祉資金貸付条例		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準			計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	03-03	ひとり親家庭等への支援				
目的	ひとり親世帯の経済上、生活上の問題等について母子自立支援員が支援を行い、これらの家庭の自立と安定、生活意欲の助長を図る。						
対象者等	区内在住のひとり親世帯（配偶者のない者で児童を扶養している者）						
内容	1 相談員による面接相談（常時実施） ひとり親家庭における生活相談、住宅相談、家庭紛争、医療相談、就職相談、その他 2 東京都母子福祉資金の貸付（母子福祉資金貸付事業参照）						
経過	昭和39年7月 母子福祉法施行 昭和40年3月 母子福祉法による母子相談員の設置要綱制定 昭和40年4月 福祉事務所区移管 昭和57年4月 母子及び寡婦福祉法と名称を改正 昭和62年4月 専任相談員制を廃止、面接相談員が兼務 平成12年4月 東京都母子福祉資金貸付事務が区長委任条項から「条例による事務処理の特例」制度に移行 平成14年11月 母子相談員の名称を母子自立支援員に改める						
必要性	法定事業であり、ひとり親世帯の自立と安定を支えるため、様々な相談に対応する必要がある。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 母子自立支援員1名 1 ひとり親世帯の来所相談 2 関係機関との連絡、協力依頼及び訪問調査 3 自立に向けた支援						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	137	147	262	135	198	113	194	
決算額（26年度は見込み）	100	113	200	112	189	102	194	
人件費等	7,623	6,922	3,488	5,505	2,478	2,495		
減価償却費			2,034	2,022	968	1,014		
【事務分担量】（%）	90	85	70	65	30	30		
合計（+ +）	7,723	7,035	5,722	7,639	3,635	3,611	194	
特定財源								
国	0	0	0	0	0	0	0	
都	0	0	0	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	7,723	7,035	5,722	7,639	3,635	3,611	194	
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	母子福祉資金貸付相談	169	218	237	161	192	199	200
	住宅相談	13	15	33	14	19	22	20
	家庭紛争相談	2	0	2	1	3	1	0
	その他相談	385	237	333	308	406	374	400

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
一般需用費	消耗品費（書籍）	11	需用費	印刷製本費	101	需用費	印刷製本費	192
	印刷製本（納付書等）	176	負担金補助等	東京都母子相談連絡研究会分担金	2	負担金補助等	東京都母子相談連絡研究会分担金	2
分担金	東京都母子相談連絡研究会	2						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度見込み	目標値（27年度）	
標	母子相談件数	484	620	596	620		

（問題点・課題分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・現在は父子家庭からの相談がないため、周知方法に工夫が必要である。 ・相談を受けるにあたり、世帯の生活状況や経済状況等を聴取する必要がある。他の相談と共通で1つの相談室を使用しているため、相談が重なった場合にはカウンターで相談を受けなくてはならない。相談者が安心して話ができる環境の整備が必要である。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	児童扶養手当現況届のお知らせの中にひとり親家庭へのリーフレットを同封しているが、そのほかの周知方法についても検討していく。	平成26年度で検討した効果的な周知方法の導入に向けて準備を行う。
	相談者が安心して相談できるよう、相談室の確保が必要である。	相談者が安心して相談できるよう環境整備を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
重点的に推進	重点的に推進	法定事業であり、ひとり親家庭の悩みや課題解決の支援を行うため、継続して実施する。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	09-01-43	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	ひとり親自立支援給付金事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬	担当者名	高瀬
				内線	3815		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-02-01	母子家庭自立支援給付金事業費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	16年度	根拠法令等	自立支援教育訓練給付金事業実施要綱		
終期設定	有	無	年度	高等技能訓練促進費事業実施要綱			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	03-03	ひとり親家庭等への支援				
目的	ひとり親家庭の父または母の主體的な能力開発の取組を支援し、ひとり親家庭の自立の促進を図る。						
対象者等	区内在住のひとり親家庭の父母で、児童扶養手当の支給を受けているか、又は同様の所得水準にある者						
内容	<p>1 自立支援給付金事業 ひとり親世帯の父母が資格取得のため、雇用保険制度の指定教育訓練講座等を受講した場合、本人が支払った費用の40%に相当する金額を給付する。（事前相談が必要で給付金は20万円が上限）</p> <p>2 高等職業訓練促進給付金等事業 ひとり親家庭の父母が、看護師、介護福祉士、保育士等の養成機関において2年以上のカリキュラムを修業し、対象資格の取得が見込まれる場合、修業期間の全期間（上限2年間）に対して非課税世帯は月額100,000円（平成24年度以降入学者【平成21年6月～平成24年3月入学者は月額14万1千円】）、課税世帯は70,500円を給付する。</p>						
経過	<p>区報等でPRをする。窓口において、当該事業の対象者に事業説明をし、申請受理をする。</p> <p>PR方法 児扶の現況届時にチラシ同封 区報掲載（8月の予定） 荒川区ホームページ</p>						
必要性	ひとり親家庭の自立促進に寄与する事業として必要性が高い。						
実施方法	<p>（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員）</p> <p>区報等でPRをする。窓口において、当該事業の対象者に事業説明をし、申請受理をする。</p> <p>PR方法 児扶の現況届時にチラシ同封 区報掲載（8月の予定） 荒川区ホームページ</p>						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）								
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額		4,005	5,074	14,257	17,473	5,684	10,047	5,104	
決算額（26年度は見込み）		3,130	5,059	13,939	8,740	5,579	4,676	5,104	
人件費等		2,118	2,850	2,180	2,964	4,213	3,327		
減価償却費				1,307	1,089	1,646	1,352		
【事務分担量】（%）		25	35	45	30	51	40		
合計（+ +）		5,248	7,909	17,426	12,793	11,438	9,355	5,104	
特定財源	国	母子家庭自立支援給付金事業	2,163	2,091	5,145	1,441	1,240	4,327	3,702
	都	安心子ども基金	0	1,802	5,868	5,079	2,741	0	0
	その他		0	0	0	0	0	0	0
	一般財源		3,085	4,016	6,413	6,273	7,457	5,028	1,402
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
	自立支援給付金 件数	4	2	3	0	3	2	6	
	高等技能訓練促進費 件数	3	4	8	6	5	4	4	
	相談件数（延べ）	42	46	35	26	44	42	40	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
一般需用費	消耗品費	10	一般需用費	消耗品費	19	一般需用費	消耗品費	20
	印刷製本費	57		印刷製本費	57		印刷製本費	59
負担金補助及び交付金	高等技能訓練促進費	5,427	負担金補助及び交付金	高等技能訓練促進費	4,545	負担金補助及び交付金	高等技能訓練促進費	4,850
	教育訓練給付金	85		教育訓練給付金	55		教育訓練給付金	175

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	高等技能訓練促進費支給件数	6	5	4	6	6	件数は年度毎の支給件数。継続支給者は年度毎に1件と計上。
	入学支援修了一時金支給件数	4	1	3	1	6	20年度入学者より、終了後に一時金の支給
	自立支援教育訓練給付金支給件数	0	3	2	6	6	

問題点・課題 （指標分析）	継続して取り組むことで資格を取得し自立につなげていく必要がある事業のため、修了（卒業）できなかったり、途中で辞めてしまうことのないように、開始前に助言する必要がある。
	（実施 0 区 未実施 22 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
開始前の面接時に、修業による生活の展望などを聞き取り具体的なイメージを持ってもらうことで修了（卒業）できるように助言していく。	開始前の面接時に、修業による生活の展望などを聞き取り具体的なイメージを持ってもらうことで修了（卒業）できるように助言していく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	推進	ひとり親家庭の就業促進に向けて、教育訓練や能力開発の機会提供を行うために一層の推進を図る。

議 会 要 旨 問 状	
----------------------------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	09-01-44	戦略プラン	協働	業務	財務	人事																								
事務事業名	女性福祉資金貸付事業		部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名		古瀬																								
			担当者名	来田	内線		3815																								
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）																															
事務事業の種類	新規事業	（ 26年度 25年度 ）	建設事業		それ以外の継続事業																										
開始年度	昭和	平成	50 年度	根拠	荒川区女性福祉資金貸付条例																										
終期設定	有	無	23 年度	法令等	荒川区女性福祉資金貸付条例施行規則																										
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準			計画区分	計画	非計画																									
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市																													
	政策	03	子育てしやすいまちの形成																												
	施策	03-03	ひとり親家庭等への支援																												
目的	女性〔配偶者がいない、もしくはいてもその扶養を受けられない者〕に対して、資金を貸し付けることにより、その経済的自立と生活意欲の助長を図り、女性の福祉増進に寄与する。																														
対象者等	上記女性で、以下の要件の全部に該当する者。 他から同種の貸付を受けられないこと 都内に6ヶ月以上居住していること 20歳以上の者 直系親族又は兄弟姉妹を扶養している者（被扶養者がいない場合には、所得による制限（3,580,000円以下）あり）																														
内容	<table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">資金及び限度額</td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td>事業開始資金</td> <td>2,830千円</td> </tr> <tr> <td>技能習得資金</td> <td>（月額）68千円</td> </tr> <tr> <td>医療介護資金</td> <td>340千円（医療）・500千円（介護）</td> </tr> <tr> <td>生活資金</td> <td>（月額）103～141千円</td> </tr> <tr> <td>転宅資金（ ）</td> <td>260千円</td> </tr> <tr> <td>修学資金</td> <td>（月額）18～64千円</td> </tr> <tr> <td>事業継続資金</td> <td>1,420千円</td> </tr> <tr> <td>就職支度資金</td> <td>100千円</td> </tr> <tr> <td>住宅資金（ ）</td> <td>1,500千円</td> </tr> <tr> <td>結婚資金（ ）</td> <td>300千円</td> </tr> <tr> <td>就学支度資金</td> <td>39～590千円</td> </tr> </table> <p>の資金は利子1%、それ以外は無利子</p>							資金及び限度額		事業開始資金	2,830千円	技能習得資金	（月額）68千円	医療介護資金	340千円（医療）・500千円（介護）	生活資金	（月額）103～141千円	転宅資金（ ）	260千円	修学資金	（月額）18～64千円	事業継続資金	1,420千円	就職支度資金	100千円	住宅資金（ ）	1,500千円	結婚資金（ ）	300千円	就学支度資金	39～590千円
資金及び限度額																															
事業開始資金	2,830千円																														
技能習得資金	（月額）68千円																														
医療介護資金	340千円（医療）・500千円（介護）																														
生活資金	（月額）103～141千円																														
転宅資金（ ）	260千円																														
修学資金	（月額）18～64千円																														
事業継続資金	1,420千円																														
就職支度資金	100千円																														
住宅資金（ ）	1,500千円																														
結婚資金（ ）	300千円																														
就学支度資金	39～590千円																														
経過	<p>昭和33年1月 東京都婦人更生資金貸付条例施行（都単独事業、対象者…売防法要保護女子）</p> <p>昭和39年3月 東京都婦人福祉資金条例施行（対象から売防法を削除）</p> <p>昭和50年4月 区事務移管（荒川区婦人福祉資金条例制定）</p> <p>平成3年10月 名称改正（荒川区婦人福祉資金条例から荒川区女性福祉資金貸付条例に改正）貸付対象年齢引き下げ（25歳 20歳）</p> <p>平成8年4月 療養資金・生活資金（一部）無利子に改正</p> <p>平成9年4月 利息改正 3% 1%（利率を規則事項に改正・都は3%のまま）</p> <p>平成11年4月 生活資金・就職支度金を無利子に改正、修学資金に特別限度額を設定</p> <p>平成13年4月 事業開始資金・事業継続資金を無利子に改正、医療資金を医療介護資金に改正</p> <p>平成23年4月 新規貸付を停止</p>																														
必要性	実績が少なく類似する貸付事業（社協貸付）により代替可能のため必要性は低い。																														
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 平成23年度から新規貸付停止。継続貸付分（平成22年9月～平成25年3月）が終了したため、平成25年度から償還事務のみ実施。償還不可能なものは債権管理委員会で債権の整理を実施																														

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	1,800	1,248	1,380	1,944	648	0	0	
決算額（26年度は見込み）	0	337	1,026	1,944	648	0	0	
人件費等	847	814	875	2,541	2,478	2,495		
減価償却費			291	933	968	1,014		
【事務分担量】（%）	10	10	10	335	30	30		
合計（+ +）	847	1,151	2,192	5,418	4,094	3,509	0	
特定財源								
国	0	0	0	0	0	0	0	
都	0	0	0	0	0	0	0	
その他	1,667	1,812	1,699	1,927	904	1,419	1,285	
一般財源	-820	-661	493	3,491	3,190	2,090	-1,285	
実績の推移	事項名							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
修学資金	0	0	2	3	1	0	0	
就学支度資金	0	1	0	0	0	0	0	
技能習得資金	0	0	0	0	0	0	0	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
貸付金	修学資金貸付金	648						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	貸付件数	3	1	0	0	0	
	償還率	96.8	84.7	92.7	94	95	

問題点・課題 （指標分析）	償還率を向上させるためにさらに努力が必要であり、償還滞納時の早期働きかけなど、償還を促す工夫をする必要がある。特に、長期未納者対策が課題となっている。
	（実施 14 区 未実施 8 区 不明 0 区） 未実施区 8区（千代田、新宿、文京、台東、足立、葛飾、大田、中野）
他区の実 状況	

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	25年度の督促等による償還状況を検証。滞納し始めた段階より、通知及び電話により督促を実施。それでも支払が見られない場合は督促訪問を実施していく。	26年度の長期未納者への取り組みによる償還状況を検証。さらに償還に対しての効果的な働きかけを行う。
	回収困難な長期未納者に対して、通知、電話及び訪問による催告等を実施。また、保証人に対し、借受人に対する納入依頼をする等、改善に努める。	回収困難な長期未納者に対して、通知、電話及び訪問による催告等を実施。また、保証人に対し、借受人に対する納入依頼をする等、改善に努める。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
休止・完了	休止・完了	類似事業で対応可能のため、23年度で新規貸付を停止している。

議 会 要 旨 状	
-----------------------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	09-01-45	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	女性相談事業		部課名	子育て支援部	子育て支援課	課長名	古瀬
			担当者名	中村		内線	3814
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-03-01	女性相談事務費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	32年度	根拠	売春防止法	DV防止法	
終期設定	有	無	年度	法令等	東京都女性相談員設置要綱		
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準			計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	03-03	ひとり親家庭等への支援				
目的	女性の生活、職業、その他の諸問題について、婦人相談員が相談、助言指導、関係機関との連絡調整を行い、女性が自立と安定した生活を送るための必要な支援を行う。						
対象者等	区内の要保護女子（夫の暴力、立退き、所持金なし等の緊急に保護を要する女子）						
内容	婦人相談員による面接相談及び必要な援助 1 荒川区女性福祉資金の貸付相談（新規貸付は現在休止中） 2 婦人相談 相談による指導・助言						
経過	昭和31年5月 売春防止法制定 昭和32年4月 東京都婦人相談所発足（売春防止法） 昭和32年6月 東京都婦人相談所一時保護事業開始（定員25人） 昭和40年4月 福祉事務所区移管 婦人相談員の身分を都職員から区職員へ切替 昭和52年4月 東京都婦人相談所から東京都婦人相談センターに名称変更（一時保護所定員30名に増員、対象を拡大し一般女性・母子も含む 電話相談開始） 昭和62年4月 専任相談員制を廃止、面接相談員が兼務 平成4年4月 東京都女性相談センターに名称変更 平成10年1月 東京都女性相談センターに移転改築						
必要性	法定事業であり、区内の要保護女子（夫の暴力、立退き、所持金なし等の緊急に保護を要する女子）の安全と生活を守るために必要な事業である。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 婦人相談員 1名						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	120	114	115	114	65	68	63	
決算額（26年度は見込み）	67	59	39	86	50	38	63	
人件費等	8,470	7,330	4,796	5,081	8,261	8,317		
減価償却費			1,888	1,866	3,227	3,380		
【事務分担当】（%）	100	90	65	60	100	100		
合計（+ +）	8,537	7,389	6,723	7,033	11,538	11,735	63	
特定財源の推移	国	664	666	666	665	399	25	25
	都	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	1,419
	一般財源	7,873	6,723	6,057	6,368	11,139	11,710	-1,381
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	女性相談	67	93	130	110	145	125	-
	女性相談センター等入所(再掲)	10	5	7	9	6	10	-
	D V相談件数(再掲)	37	62	75	68	86	70	-

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
一般需用費	書籍購入等	25	需用費	書籍購入	19	役務費	書籍購入	21
役務費	郵送料、移送費	22	役務費	郵送料等	16	需用費	郵送料等	38
分担金	婦人相談員研究会	3	負担金補助等	婦人相談研究会費	3	負担金補助等		4

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	女性相談件数（延べ人数）	110	145	125	130		

（問題点・課題分析）	<p>1 被害者支援を行うためには、関係部署への周知や職員一人ひとりへの意識啓発が必要であることから、DV防止の啓発事業を実施する男女平等推進センターとの連携を一層充実する。</p> <p>2 配偶者等暴力被害者支援センターを設置している区も6区と増えてきており、当区においても設置の検討が必要である。</p> <p>3 安全性確保の観点から見て常に使用可能な面接室がないため、その確保が急務である。</p>
	<p>他区の実況 (実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区)</p>

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
日常的に保護者と接触のある、DV被害を発見しやすい部署の職員を対象に、区におけるDV被害者支援業務の内容を説明・周知できる機会を設ける。	今後も継続的に、DV被害を発見しやすい部署の職員に対してDV被害者支援事業を直接説明・周知できる機会を設ける。
他区における配偶者等暴力被害者支援センターの運営状況等を調査し、課題を整理する。	配偶者等暴力支援センターの設置の必要性について検討を行う。
相談者のプライバシーと安全を確保できる相談環境の整備を検討する。	随時、相談者の安心と安全が担保できる相談環境を確保する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
重点的に推進	重点的に推進	法定事業であり、DV被害者からの相談対応及び支援をより一層充実するため、重点的に推進を図っていく。

議（要旨）	
-------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	09-01-46	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	ひとり親家庭休養ホーム事業		部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬	
			担当者名	鈴木	内線	3815	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-05-01	ひとり親家庭休養ホーム事業費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業		それ以外の継続事業	
開始年度	昭和	平成	56年度	根拠	荒川区ひとり親家庭休養ホーム事業実施要綱		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準			計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	03-03	ひとり親家庭等への支援				
目的	ひとり親家庭の親子を対象に、休養及びレクリエーションのために宿泊施設並びに日帰り施設を指定し、低廉な価格で利用できるような助成することにより、ひとり親家庭の福祉の向上と健康の増進に資する。						
対象者等	ひとり親家庭の親子						
内容	宿泊施設・日帰り施設を指定し、利用料の助成を行うことによって、ひとり親家庭が親子で気軽に楽しめるレクリエーションの機会を提供する。 [14年度から] 指定施設 宿泊施設（グリーンパール那須・清里高原ロッジ・ニューアカオ） 日帰り施設（荒川スポーツセンター・荒川遊園・スポーツハウス） 助成限度額 宿泊：大人・子どもともに 3,000円 日帰り：大人・子どもともに 1,000円 利用限度 宿泊は1泊1回のみ、日帰りは2回利用可						
経過	平成12年 日帰り子どもの助成限度額を都基準額に改正（2,000円 1,500円） 平成13年 指定施設変更（「安房もとな荘」指定解除・「ディズニーシー」追加指定） 対象年齢を「20歳未満」から「18歳に達した年度末まで」に改正 平成14年 指定施設変更（区有施設に限定）宿泊施設（72 3ヶ所）日帰り施設（4 3ヶ所） 助成限度額変更（宿泊：大人6,490円 3,000円 子ども5,770円 3,000円） （日帰り：大人2,000円 1,000円 子ども1,500円 1,000円） 利用限度回数変更（宿泊・日帰り合わせて2回 宿泊は1泊1回のみ、日帰りは2回利用可） 平成23年5月 荒川遊園回数券配布方式 利用券交付様式に変更						
必要性	ひとり親家庭親子のコミュニケーションの向上と健康の増進における役割は大きい。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 年度当初に指定施設と契約。利用者の申請によりひとり親家庭であることを確認し、利用券を発行。施設からの利用実績に基づき支出。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	834	894	842	1,039	933	1,020	856	
決算額（26年度は見込み）	744	894	745	632	929	1,020	856	
人件費等	847	814	1,744	847	826	832		
減価償却費			581	311	323	338		
【事務分担当】（%）	10	10	20	10	10	10		
合計（+ +）	1,591	1,708	3,070	1,790	2,078	2,190	856	
特定財源								
国	0	0	0	0	0	0	0	
都	0	0	0	0	0	0	0	
その他	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	1,591	1,708	3,070	1,790	2,078	2,190	856	
実績の推移	事項名							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
宿泊利用者	91	98	68	68	109	91	89	
日帰り利用者	519	600	541	428	602	667	589	
遊園チケット繰越分利用者（外数）	48	0	35	38	0	0	0	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
一般需用費			使用料等	宿泊、日帰り施設利用料	940	使用料等	宿泊、日帰り施設利用料	856
使用料及び賃借料	宿泊施設利用料	327	需用費	印刷製本費	80	需用費		0
賃借料	日帰り施設利用料	602						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	利用者延人員	496	711	758	678	800	
	利用券未引替延人員（日帰り）	153	124	155	0	0	22年度より統計

問題点・課題 （指標分析）	<p>休養ホーム事業において、現在は来庁を求め利用券を交付することとなっている。郵送申請等を行うことができれば、利用者の負担軽減となり、利用者が増加すると思われる。</p>
	<p>（実施 15 区 未実施 7 区 不明 0 区） 未実施区（千代田・墨田・目黒・大田・豊島・足立・葛飾）</p>
他区の実況	

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
郵送申請等について検討する。	前年度の検討結果を踏まえ、利用者の負担軽減方法を検討する。
開庁時間以外での申請に柔軟に対応する。	利用者の利便性を考えた申請時間を検討する。
申請書への捺印をなくすよう検討する。	前年度の検討結果を踏まえ、利用者の負担軽減方法を検討する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	ひとり親家庭へのレクリエーション機会の提供を行うため、継続して実施する。

議 会 要 旨 状	
-----------------------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	09-01-47	戦略プラン	協働	業務	財務	人事	
事務事業名	ひとり親家庭サポート事業費	部課名	子育て支援部	子育て支援課	課長名	古瀬		
		担当者名	中村		内線	3814		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）		01-06-01	ひとり親家庭サポート事業費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業	それ以外の継続事業			
開始年度	昭和	平成	57年度	根拠法令等	・母子及び寡婦福祉法第17条・荒川区ひとり親家庭サポート事業実施要綱			
終期設定	有 無		年度					
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市						
	政策	03	子育てしやすいまちの形成					
	施策	03-03	ひとり親家庭等への支援					
目的	日常生活を営むのに著しい支障があるひとり親家庭に対して、一定の期間ホームヘルパー等を派遣し、日常生活の世話等必要なサービスを行うことにより、ひとり親家庭の福祉の増進を図る。							
対象者等	区内に住所を有する小学生以下の児童がいるひとり親家庭で、ひとり親家庭の親又は児童又は日常の家事・育児をしている同居の祖父母等が一時的傷病の場合							
内容	ヘルパー派遣業者等と委託契約を締結し、利用者の申請に基づきベビーシッターまたはホームヘルパーを派遣する。 【派遣回数】同一世帯につき原則として月5回以内（最大12回まで） 【派遣時間】午前7時～午後8時（ただし育児援助は午後10時）の間で2時間以上8時間以内（1時間単位） 【援助内容】 育児援助 家事援助							
経過	昭和57年度 ヘルパー派遣事業開始 ひとり親となった直後 月8回派遣 3ヶ月を限度 昭和58年度 ひとり親となった直後 月12回派遣 3ヶ月を限度 昭和59年度 ひとり親となった直後 月12回派遣 6ヶ月を限度 昭和61年度 ヘルパー派遣時間帯の延長 午前10時～午後4時 午前7時～午後7時 昭和62年度 ひとり親となった直後 月12回派遣 期間を削除 平成3年度 ひとり親となってから2年以内 月12回派遣 平成12年度 育児はひとり親となってから1年以内で小学校3年生以下に変更 平成14年度 事業対象者該当事由変更 平成20年度 ひとり親家庭サポート事業を開始し、就職活動、技能習得の通学、冠婚葬祭等を加えた 平成23年度 ひとり親1年以内と、母子自立支援プログラム参加、学校の公的行事参加等を加えた 平成25年度 家事支援の派遣時間を午後10時までから午後8時までとした							
必要性	ひとり親の安定した生活と自立促進に寄与するうえで、必要な事業である。							
実施方法	(3委託) (直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員)							
	1 区は、業者とヘルパー派遣委託契約を締結する。 2 事前の登録が必要。利用時にその都度申請書を提出してもらい、区は派遣の可否を決定する。							

（単位：千円）

予算・決算額等の推移		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額		2,078	1,958	1,029	890	760	771
決算額（26年度は見込み）		249	94	326	402	711	744	984
人件費等		847	814	2,616	4,235	1,239	416	
減価償却費				872	1,555	484	169	
【事務分担量】（%）		10	10	30	30	15	5	
合計（+ +）		1,096	908	3,814	6,192	2,434	1,329	984
特定財源	国	0	0	0	0	0		
	都	0	0	0	0	0		
	その他	0	0	0	0	0		
	一般財源	1,096	908	3,814	6,192	2,434	1,329	984
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	利用世帯数	3	4	7	11	13	15	
	利用日数	36	105	33	52	75	96	
	登録世帯	9	14	15	22	24	30	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
委託料	ヘルパー派遣委託	711	委託料	ヘルパー派遣委託料	744	委託料	ヘルパー派遣委託料	984

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	ヘルパー利用時間数	218	418	417	558		
	ヘルパー利用平均時間数（1日当たり）	4.2	5.6	4.6	5.7		利用時間数 / 利用回数
	ヘルパー利用回数	52	75	92	98		

（問題点・課題 分析）	<ul style="list-style-type: none"> 登録世帯の利用状況に偏りが見られる。 感染性疾患や当日の急な依頼には対応することが困難である。 登録世帯の多くが 区分（利用料無料）であるため、気軽に当日キャンセルする世帯があり、区と委託業者の間で契約上の問題が生じることがある。
	（実施 19 区 未実施 3 区 不明 0 区） 未実施区 墨田区・葛飾区（社会福祉協議会実施）・足立区（子育て事業として実施）

問題点・課題の改善策	
平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
必要に応じて利用条件の精査を行う。	当日キャンセルについての扱いを登録時に文書で案内するほか、当日キャンセルが発生しないよう周知徹底する。
当日キャンセルの扱いについて、周知徹底する。	本事業での支援に該当しないケースについて、区その他のサービスでの対応を提示できるよう、同様の事業を行っている部署との情報共有に努めていく。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
推進	継続	法定事業であり、ひとり親家庭の生活支援のために必要な事業として継続して実施する。

議 会 要 旨 状	
-----------------------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	09-01-48	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	母子福祉資金貸付事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬	担当者名	高瀬
				内線	3815		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）							
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）	建設事業	それ以外の継続事業				
開始年度	昭和 平成	28年度	根拠	母子及び寡婦福祉法・母子福祉資金貸付条例			
終期設定	有 無	年度	法令等	東京都母子福祉資金貸付条例			
実施基準	法令基準内	都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	03-03	ひとり親家庭等への支援				
目的	配偶者のいない女子で現に児童（20歳未満）を扶養している者に対し、その経済的自立の助成と生活意欲の助長を図り、あわせてその扶養している児童の福祉を増進するために資金を貸付ける。						
対象者等	都内に6ヶ月以上居住している、配偶者のいない女子で20歳未満の児童を扶養している者。 <他貸付制度との関係> 1 生活福祉資金 母子が優先 2 女性福祉資金 母子が優先 3 日本育英会等同種の資金 重複貸付不可 4 生活保護受給者 貸付可						
内容	資金及び限度額 事業開始資金 2,830千円 事業継続資金 1,420千円 技能習得資金 460千円 修業資金 460千円 就職支度資金（子のみ） 320千円 医療介護資金（医療資金 340千円）（介護資金 500千円） 生活資金 141千円/月額 住宅資金 1,500千円 転宅資金 260千円 結婚資金 300千円 修学資金（ ） 18～64千円/月額 就学支度資金（ ） 40～590千円 以外の資金は、保証人がいる場合無利子、いない場合は1.5%利子 の資金は無利子 母が課税世帯の場合、保証人はなし（母が非課税世帯の場合は、保証人が必要）						
経過	昭和28年4月 母子福祉資金の貸付等に関する法律施行 / 昭和39年7月 母子福祉法施行*旧法廃止 昭和57年4月 母子及び寡婦福祉法施行（名称改正） 平成10年4月 利子の一部を無利子化 平成12年4月 利子の一部を無利子化（事業開始・事業継続） 療養資金を医療介護資金に改正 平成14年11月 特例児童扶養資金の創設、生活資金（生活安定貸付）の拡充 平成18年4月 生活資金の貸付要件を緩和 平成19年7月 特例児童扶養資金の終了 平成21年6月 利子の全部を無利子化、保証人要件の緩和 平成22年4月 都立高校授業料無償化、私立高校等就学支援金制度制定。就学支援金対象分を減額 平成26年10月 父子家庭の対象拡大、20歳未満の子を扶養していて20歳以上の子がいる場合の20歳以上の子の貸付可能（修学資金）となる予定						
必要性	母子家庭の経済的自立の促進と生活意欲の助長及び子どもの福祉を増進する事業として必要性は高い。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） <貸付審査会> 「東京都母子福祉資金・荒川区女性福祉資金貸付審査会」を設置。 <広報> 年1回、区報に掲載（8月に掲載予定） 母子、婦人相談活動のなかで周知						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	36,371	40,612	47,998	60,335	81,096	78,883	68,120	
決算額（26年度は見込み）	36,087	39,305	44,626	54,563	67,359	63,844	68,120	
人件費等	6,776	6,108	8,720	7,622	9,004	11,644		
減価償却費			3,777	2,799	3,517	4,732		
【事務分担量】（%）	80	75	130	90	109	140		
合計（+ +）	42,863	45,413	57,123	64,984	79,880	80,220	68,120	
特定財源								
国	0	0	0	0	0	0	0	
都	36,087	39,305	44,626	54,563	67,359	63,844	68,120	
母子福祉資金貸付金								
その他	0	0	0	0	0	0	0	
一般財源	6,776	6,108	12,497	10,421	12,521	16,376	0	
実績の推移								
事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
修学資金 貸付件数	54	62	59	72	97	99	101	
就学支度資金 貸付件数	17	19	24	32	32	29	24	
その他資金 貸付件数	4	1	4	8	2	1	1	
貸付額（単位：千円）	36087	39305	44626	54563	67359	63844	68120	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
歳入歳出外現金	貸付金	67,359	歳入歳出外現金	貸付金	63,844	歳入歳出外現金	貸付金	68,120

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	貸付件数	112	131	129	126	130	
	償還率	36.3	33.3	39.9	39.0	40.0	

（問題点・課題分析）	償還率を向上させるためにさらに努力が必要であり、償還滞納時の早期働きかけなど、償還を促す工夫をしていく必要がある。特に長期未納者対策が課題となっている。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	25年度の督促等による償還状況を検証。滞納しはじめた段階より、通知及び電話による督促を実施。それでも支払が見られない場合は督促訪問を実施していく。	26年度の長期未納者への取り組みによる償還状況を検証し、さらに償還に対しての効果的な働きかけを行う。
	回収困難な長期未納者に対し、通知・電話及び訪問による催告等を実施。また保証人に対し、借受人に対する納入依頼をする等改善に努める。	回収困難な長期未納者に対し、通知・電話及び訪問による催告等を実施。また保証人に対し、借受人に対する納入依頼をする等改善に努める。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	法定事業であり、ひとり親家庭の児童の修学の支援等を行うために必要な事業として継続して実施する。

議会議案（要旨）	
----------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	09-01-50	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	児童育成（育成・障害）手当給付事業	部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬	担当者名	海老名
				内線	3816		
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-01-02	児童育成手当					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	47年度	根拠法令等	荒川区児童育成手当条例・同施行規則		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準			計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	03-03	ひとり親家庭等への支援				
目的	児童を養育している母子・父子家庭に手当を支給することにより、児童の福祉の増進を図ることを目的とする。						
対象者等	【育成手当】父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童（18歳になった日以降の最初の3月31日まで）を養育しているひとり親等 【障害手当】20歳未満で中度以上の障がいがある児童を養育している父母等						
内容	育成手当 児童一人 13,500円/月 障害手当 児童一人 15,500円/月 を申請のあった翌月から年3回（6・10・2の各月）にまとめて支給。都で実施していた、認定にかかわる障がい判定事務を16年度から区で実施。						
経過	都事業として始まり、現在に至る。（母子、父子ともに対象） 平成12年6月、所得制限額を特別障害者手当と同基準に改正。（所得制限強化） 平成24年度、報償費、一般需用費、役務費、事務費を児童手当事務費から育成手当予算に独立させる。						
必要性	離婚等により生活が安定していないひとり親家庭等に手当を支給し、子育てに伴う経済的負担を軽減する必要がある。						
実施方法	（1直営）（直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 子育て給付係窓口にて申請受付 審査 決定・給付 年1回（6月）受給資格確認のため現況届（所得状況届）受付を行い、資格継続の有無を確認する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
予算額	476,107	486,685	470,827	477,321	479,785	484,811	491,769	
決算額（26年度は見込み）	468,662	466,748	466,750	461,713	478,453	484,730	491,769	
人件費等	8,470	6,515	6,976	4,235	6,939	8,317		
減価償却費			2,324	1,555	2,711	3,380		
【事務分担当】（%）	100	80	80	50	84	100		
合計（+ +）	477,132	473,263	476,050	467,503	488,103	496,427	491,769	
特定財源								
国								
都								
その他								
一般財源	477,132	473,263	476,050	467,503	488,103	496,427	491,769	
実績の推移	事項名							
	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	
育成手当児童数（月平均）	2760	2747	2734	2695	2784	2819	2853	
障害手当児童数	115	117	130	133	146	147	154	
併給（再掲）	(20)	(22)	(22)	(19)	(21)	(17)	(17)	
受給児童数計（月平均）	2875	2864	2864	2828	2922	2966	3007	

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
扶助費	育成手当 ⑩13,500×延べ33,408人 （月平均2,784人）	450,566	扶助費	育成手当 ⑩13,500×延べ33,833人 障害手当 ⑩15,500×延べ1765人	483,981	扶助費	育成手当 ⑩13,500×延べ34,239人 障害手当 ⑩15,500×延べ1,851人	490,917
	障害手当 ⑩15,500×延べ×1,755人 （月平均 146人）	27,203	役務費	郵便料、通信料	564	役務費	郵便料、通信料	580
			需用費	事務用品、印刷製本	185	需用費	事務用品、印刷製本	248
報償費	障害判定謝礼	23	報償費	障害判定謝礼	0	報償費	障害判定謝礼	24
一般需用費	事務用品、印刷製本	178						
役務費	郵便料、通信料	483						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	育成手当受給児童数	2595	2733	2664	2664		(年度末児童数)
	障害手当受給児童数	133	141	150	150		(年度末児童数)

（問題点・課題 分析）	<ul style="list-style-type: none"> ・障害手当については、障害者福祉手当の制度を理解したうえで、適切に障がい状況を把握し二重支給が発生しないように情報共有をする必要がある。 ・平成27年2月の定例払は、平成27年1月に稼働する新システムにおける初めての支給事務であるため、支給に漏れがないように慎重に処理をする必要がある。
	他区の実況 （実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	障害手当において対象者の障がい状況を正しく把握するため、継続して認定等の事務処理を適切に行う。また、障害者福祉課との連携を図るためのフローチャートを作成する。	26年度中に作成するフローチャートを状況に応じて随時修正し、障害者福祉課との調整を継続して行う。
	新システム稼働後すぐに処理をする2月期の支給事務について、入力・照合の事務体制を強化する。また、次年度までに新システムの操作・入力方法に関するマニュアルを作成する。	26年度中に作成する新システムの操作・入力方法に関するマニュアルを状況に応じて随時修正し、また新システムの運用をより良いものとするためにシステム担当との調整を継続して行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	現状の内容で実施する。

議 会 要 旨 状 況	
----------------------------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	09-01-51	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	児童扶養手当等支給事業費		部課名	子育て支援部子育て支援課	課長名	古瀬	
			担当者名	竹沢	内線	3816	
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	08-01-51	児童扶養手当等支給事業費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）			建設事業	それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	36年度	根拠法令等	児童扶養手当法、荒川区児童扶養手当支給要綱特別児童扶養手当の支給に関する法律		
終期設定	有	無	年度				
実施基準	法令基準内 都基準内 区独自基準			計画区分	計画	非計画	
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	03-03	ひとり親家庭等への支援				
目的	・18歳まで又は20歳未満で中度以上の障がいのある児童を監護している父、母又は養育者に対し、家庭生活の安定と自立の促進に寄与するため、当該児童について手当を支給し、もって児童の福祉の増進を図ることを目的とする。						
対象者等	【児童扶養手当】父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない児童（18歳になった日以降の最初の3月31日までで、中度以上の障がいがある場合は20歳未満）を養育しているひとり親等 【特別児童扶養手当】20歳未満で中度以上の障がいがある児童を養育している父母等						
内容	【児童扶養手当】全額支給：月額41,020円、一部支給：41,010円～9,680円 10円単位（物価スライドによる変更有）2人目の児童は月5,000円、3人目以降は一人につき月3,000円が加算される。申請のあった翌月から年3回（4.8.12月に各月の前月分まで）にまとめて支給。 【特別児童扶養手当】1級：49,900円 2級：33,230円（物価スライドによる変更有）						
経過	昭和36年児童扶養手当法施行、昭和39年特別児童扶養手当開始（児童扶養手当） 平成14年8月から、受付のほか認定及び手当支給事務も都から区に移管される。（法定受託事務） 平成16年度 認定にかかわる障がい判定事務は、区で実施する。児童扶養手当事務費一般財源化 平成18年度 三位一体改革により児童扶養手当の国庫負担割合3/4 1/3 平成20年4月 支給開始から5年経過等受給者の一部支給停止措置始まる。 平成22年8月から父子家庭への手当支給開始。 平成24年8月から支給要件にDVによる保護命令が追加。 平成25年10月～手当額変更全額支給：月額41,140円、一部支給：41,130円～9,710円 10円単位 平成26年 4月～手当額変更全額支給：月額41,020円、一部支給：41,010円～9,680円 10円単位 平成26年12月1日から公的年金との併給制限見直し予定。						
必要性	児童の健やかな成長を図るため、離婚等により生活が安定していない母子、父子家庭等に手当を支給し、子育てに伴う経済的負担を軽減する必要がある。						
実施方法	（1直営） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 【児童扶養手当】子育て支援課にて受付及び認定、年1回8月に対面で現況調査を行う。 【特別児童扶養手当】子育て支援課にて受付し、東京都が認定する。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移			20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	予算額		663,102	653,188	657,660	682,571	687,183	700,073	727,677
決算額（26年度は見込み）		649,453	636,552	656,708	670,812	686,746	694,164	727,677	
人件費等		16,940	10,589	10,464	16,942	17,606	12,367		
減価償却費				3,486	6,749	7,745	8,112		
【事務分担量】（%）		200	200	120	217	240	240		
合計（+ +）		666,393	647,141	670,658	694,503	712,097	714,643	727,677	
特定財源	国	児童扶養手当金等	216,502	211,993	217,674	222,573	228,654	231,197	242,439
	都	都営交通無料乗車券発行事務手数料等	67	67	66	64	142	138	142
	その他								
一般財源		449,824	435,081	452,918	471,866	483,301	483,308	485,096	
実績の推移	事項名		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	児童扶養手当受給者数		1355	1371	1433	1475	1539	1482	1482
	特別児童扶養手当受給者数（参考）		138	154	160	158	159	181	181
	延べ児童数		25356	24665	25158	25764	26414	27301	27301

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
報償費	障害判定医謝礼	23	報償費	障害判定医謝礼	0	報償費	障害判定医謝礼	70
一般需用費	消耗品・印刷製本等	83	一般需用費	消耗品・印刷製本等	101	一般需用費	消耗品・印刷製本等	226
役務費	郵便料	444	役務費	郵便料	363	役務費	郵便料	558
扶助費	扶養手当費	685,099	扶助費	扶養手当費	692,605	扶助費	扶養手当費	725,715
	(延児童数 26,414)			(延児童数 27,301)				
委託料	母子自立支援プログラム策定員	1,096	報酬	母子自立支援プログラム策定員	1,096	報酬	母子自立支援プログラム策定員	1,140
報酬	母子自立支援プログラム策定員	1						

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	児童扶養手当受給児童数	2175	2294	2230	2230		
	特別児童扶養手当受給児童数	168	173	183	183		
	父子手当受給児童数（再掲）	117	111	107	107		の再掲（H22.8開始）

（問題点・課題分析）	公的年金との併給制限見直しがあり、システム改修のほか、国民年金・社会保険事務所等と連携をとる必要がある。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	公的年金との併給制限について、平成26年12月1日から施行の予定であり、システム改修・支給事務の準備・対象者への周知・広報など遺漏のないよう行う。	関係部署との連携など平成26年度の状況をみて、改善できるところがあれば改善する。
	平成27年度実施予定の福祉システム改修に、現行システム上の問題点の改善が図れるよう情報システム課と連携を行う。	システムの安定的運用を行う。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	国の基準に基づいて実施する。

議事要旨	<ul style="list-style-type: none"> ・H16二定 物価スライドによる児童扶養手当の削減に反対すべき。 ・H19二定 申請主義の改善 ・H20 父子手当の創設
------	--

事務事業分析シート（平成26年度）

No1

主要事業	事務事業コード	09-01-52	戦略プラン	協働	業務	財務	人事
事務事業名	ひとり親家庭医療費助成事業		部課名	子育て支援部	子育て支援課	課長名	古瀬
			担当者名	小林		内線	3816
事務事業を構成する小事業名及び予算事業コード（26年度）	01-04-01	ひとり親家庭医療費助成事業費					
事務事業の種類	新規事業（26年度 25年度）		建設事業		それ以外の継続事業		
開始年度	昭和	平成	2年度	根拠	荒川区ひとり親家庭の医療費の助成に関する条例・同施行規則		
終期設定	有	無	年度	法令等			
実施基準	法令基準内		都基準内	区独自基準	計画区分	計画	非計画
行政評価事業体系	分野	子育て教育都市					
	政策	03	子育てしやすいまちの形成				
	施策	03-03	ひとり親家庭等への支援				
目的	ひとり親家庭等に対し医療費の一部を助成することにより、ひとり親家庭等の保健の向上に寄与し、ひとり親家庭等の福祉の増進を図る。						
対象者等	ひとり親家庭の父又は母（母子・父子家庭） 両親がいない児童などを養育している養育者 ひとり親家庭の児童又は養育者に養育されている児童で18歳に達した日の属する年度の末日（障がい児は20歳未満）までの者。 父又は母が重度の障がいがある児童 所得制限あり						
内容	対象世帯に対し、医療証を交付し、保険自己負担分を給付。（住民税課税世帯は自己負担1割あり） 子育て支援課窓口申請 申請後3～4日前後で医療証交付（所得及び戸籍等により対象者の確認） 年1回、世帯や所得の状況を確認するための現況届受付事務有り。毎年1月更新。 事務の流れ 現物支給：医療機関に医療証提示後受診 レセプトを国保連合会及び社会保険診療報酬支払基金に送付 連合会及び支払基金で審査 区に請求 連合会及び支払基金に支払 連合会及び支払基金は医療機関に支払う。 現金払い：都外で診療を受ける場合は受診者が立替払いをし、後日、領収書を子育て支援課窓口を持参し、銀行口座に振り込む手続きを行う。						
経過	平成2年度 都の事業として開始し、現在に至る。 平成13年1月より、医療費の自己負担金全額助成から一部負担金制度を導入。 住民税課税世帯 入院外来医療費の1割 入院食費負担 1食260円 住民税非課税世帯 入院食費負担 1食260円 平成14年度、乳幼児医療助成制度と対象者が重複した場合、従来はひとり親医療制度が優先だったが、一部負担金の違いから乳幼児医療助成制度が優先となった。同じひとり親家庭で年齢により使用する医療証が変わることになった。（現在、子ども医療は15歳になった3月31日まで、ひとり親医療助成は子が18歳になった3月31日まで） 平成19年度より補助金から財調に切り替え。						
必要性	ひとり親家庭等の生活の安定と保健の向上をはかるために医療費の助成は必要である。						
実施方法	（2一部委託） （直営の場合 常勤 非常勤 臨時職員） 現物給付の医療費の審査、医療機関への支払に関する事務を国保連・基金に委託（委託契約は東京都に委任）、区は国保連・基金に医療費、審査委託料を支払う。現金給付は区が直接対象者に給付。						

（単位：千円）

予算・決算額等の推移	（単位：千円）							
		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
予算額		75,470	74,648	70,685	65,878	72,106	76,722	83,020
決算額（26年度は見込み）		74,262	70,239	66,431	68,360	71,399	75,961	83,020
人件費等		8,470	8,144	8,720	8,469	8,261	8,317	
減価償却費				2,905	3,110	3,227	3,380	
【事務分担量】（%）		100	100	100	100	100	100	
合計（+ +）		82,732	78,383	78,056	79,939	82,887	87,658	83,020
特定財源の推移	国							
	都		0	0	0	0	0	0
	その他		0	0	0	0	0	0
	一般財源		82,732	78,383	78,056	79,939	82,887	87,658
実績の推移	事項名	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
	対象世帯	1424	1421	1408	1435	1473	1418	1463
	助成件数	27471	26823	25766	25883	27627	28802	32197
	助成額(単位:千円)	72111	67924	64169	66069	69055	73513	79958

予算・決算の内訳								
平成24年度（決算）			平成25年度（決算）			平成26年度（予算）		
節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）	節	主な事項	金額（千円）
一般需要費	事務用品、印刷製本	130	扶助費	医療費	73,513	扶助費	医療費	79,958
役務費	郵便料	147	委託料	レセプト審査委託料	2,147	委託料	レセプト審査委託料	2,491
委託料	レセプト審査委託料	2,068	役務費	郵送料	158	需用費	印刷製本	368
扶助費	医療費	69,054	需用費	印刷製本	142	役務費	郵送料	203

指	事務事業の成果とする指標名	指標の推移					指標に関する説明
		23年度	24年度	25年度	26年度 見込み	目標値 (27年度)	
標	医療費助成対象者数	1922	2030	1978	2018		
	対象世帯	1435	1473	1418	1463		

（問題点・課題分析）	・医療証は年度切替の際、所得超過で喪失すると、その後所得制限内に所得が変わった時、新規申請が必要となる。資格のある対象者がもれなく受給でき、適正に医療証を利用できるように広報する。
	（実施 22 区 未実施 0 区 不明 0 区）
他区の実況	

問題点・課題の改善策		
	平成26年度に取り組む具体的な改善内容	平成27年度以降に取り組む具体的な改善内容
	今後マル障医療受給資格者など他の医療費制度と受給資格が重複する受給者に対し分かりやすいように証の交付利用案内の内容を見直す。	福祉システム更新後の事務マニュアルを作成する。
	ひとり親医療助成制度受給者に制度の周知チラシを現況届出時に配布する。	26年度の状況に応じ、検討・実施する。

事務事業の分類		分類についての説明・意見等
26年度	27年度	
継続	継続	現状の内容で実施する。

議（要旨）	況問状
-------	-----